

第3回 規制改革推進会議終了後記者会見 議事概要

1. 日時：令和2年2月12日（水）16:40～16:58
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用408会議室
3. 出席者：
（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理

○司会 よろしいでしょうか。それでは、時間になりましたので、今から第3回「規制改革推進会議」後の小林議長、高橋議長代理による記者会見を始めたいと思います。

冒頭、議長から御発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小林議長 第3回の規制改革推進会議が開かれまして、本日は、デジタル時代の規制の在り方につきまして、まず世界経済フォーラム、WEFの須賀さんからイノベーションによる社会、産業構造の変化に伴う法規制の在り方につきまして、お話を伺いました。

続きまして、高橋議長代理から、議論の素材となりますペーパーが提出されまして、デジタル技術の活用による徹底した効率化・省力化や新たなビジネスモデル創出による経済成長が期待されること、グローバル化の急速な進展によりまして、デジタル化への対応、特にデータの利活用が国の競争力を決める時代であること、一方で、プライバシーや情報セキュリティへの配慮も必要であること等につきまして、御説明をしていただきました。

その後のディスカッションでございますが、主立ったお話としては、第四次産業革命と言われるような、大変大きな経済社会システムの変革に対応して、規制の保護法益の再検討、基本的にはルール認識の部分とか、既得権益者とどういう形でグローバルには対応しているのかというお話とか、医療・介護はデジタル技術の恩恵を受けるポテンシャルが極めて大きいにもかかわらず、デジタル技術の活用が相対的に遅れており、問題ではなからうかといった話もありました。

IoT時代には、人、モノのアイデンティフィケーションといいますか、そのもののIDが重要であるにもかかわらず、マイナンバーを含めて、データ接続の改善が必要だろう。

既得権益があるために、規制の見直しが進まないのですが、先ほど申しましたように、諸外国にも同じような悩みを持ちながら進めていっているという議論。

あと、イノベーションを生かすためには、イノベティブな人材の育成が必要ですし、出来上がってからというより、アーリーステージの企業の育成などについても、変えていけないといけないだろうというお話、あるいは各国が規制をデジタル時代に合わせてアップデートしていく中で、WEFなどを含めて、悩みは共有しているわけですが、そういう中で、日本も発信し、また、そういう場に参加して、ガラパゴス化にならない、そういう世界の知恵を導入していくべきではなからうかという話がございました。

基本的にデジタルの時代というのは、マインドセットといいますか、私は経営者の心の岩盤と言い続けてきているのですが、そういう意味で、人々のマインドセットを変換しないと、いつまでたっても変革が起こらない。それと同時に、こういう制度設計というか、規制を変えると、どういうメリットがあるのかということをお互いに啓発し合おう、そんなことを今日は特に議論いたしました。

それと、前は12月2日でございましたけれども、それ以降の各ワーキング・グループにおける審議の報告がありました。各ワーキング・グループは、5回とか、6回、6個のワーキング・グループでやっております、その辺の進捗につきまして、報告をいただきました。

そのほかに、規制改革実施計画のフォローアップといたしまして、これまでの計画に盛り込まれた事項につきまして、令和元年度末時点での改革の実施状況をフォローアップすることといたしまして、今後、関係省庁に報告を求めることといたしました。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、今から質疑を受けたいと思います。挙手をいただきまして、マイクが渡されましたら、御所属とお名前を名乗っていただいた上で、御質問いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○記者 デジタル時代の規制の在り方について、議論したというのは分かったのですが、どういう結論になったのですか。

○小林議長 先ほど最初に御紹介したような議論をしているわけで、結論というのは、今申し上げたように、今後こういったことをより掘り下げて、具体的にやっつけよう。ですから、方法論としては、成長戦略ワーキング・グループで各論を議論しつつ、高橋議長代理からの提案のように、全体会議でそういったものをフォローする。その中では、先ほどのマインドセットから始まって、各省庁、デジタルという意味では、極めて普遍的というか、横串が差えますので、従来の縦の規制に違った意味での横串を差すという形で、どう展開するか。これは必ずしも医療・介護だけではなくて、全ての業に通ずる部分もたくさんありますので、業法で200の縦があるなら、横はそういったところの共通項目といいますか、デジタルそのものが、アナログの時代からは基本的に大きな違いがあるわけで、そういう議論をより精緻にやっつけようということを決めたということです。

○記者 最終的にどういうものを想定されているのですか。

○小林議長 2030年とか、2050年を想定するのか、ここ数年、5年とか、10年かによっても違いますけれども、少なくとも欧米では一部進んだところだと、あるいは中国も含めて、個人認証というか、顔認証なのか分かりませんが、要するに個々の人間のアイデンティフィケーション、IDがありますが、日本ですと、今のところ、マイナンバー的なものから始まっているわけだけども、人のID、あるいはモノのセキュリティーという意味では、モノのIDというテクノロジーも使いながら、5Gとか、6Gの議論の中で行われているような

IoTの時代には、セキュリティーも相当重要になってくるでしょうし、あるいは個々の人間のアイデンティフィケーションとか、同定をベースにして、全てが今までのような何々さんと言ったり、ハンコを押すとか、そういうアナログの文化と、一方では、それと共生しながら、徐々に変革していくデジタルの社会、あるいはロボット、少なくとも5G、6Gの社会における全ての産業活動はどうなっていくのか。

これはシンギュラリティー、2045年の世界を想定しつつ、バックキャストして、先ほどの世界経済フォーラムの議論のように、そういう意味での基本的なアーキテクチャーとか、社会の構造そのものが変革する中で、個々の行動をどう持っていくのか。かつての法とか、そういう概念とは一部違う部分もあるだろうし、専門家も含めて、そういうことを議論していくということです。

○高橋議長代理 補足させていただきますと、基本的な構造を変えるという、議長からのお話がありましたけれども、具体的な出口ということですので、今日はまだメモですので、さらに方向性を整理して、6月頃のいわゆる取りまとめに反映していきたいと思います。

その先、取りまとめをして、どうするのかということですが、各府省のいろんな法律とか、省令、その他の見直しにつなげていかなければいけませんので、改革のための具体的な方法論もこれから議論していきたいと思います。

○小林議長 先ほど私はロングタームで言ったのだけれども、直近でいえば、全てのインフラのチェックに人が関与している。目視をしたり、叩いたりしています。こういうものは、ドローンでチェックして画像解析したりして、テクノロジーをどれだけ導入していくか。それによって、人が減っていく日本の中で、どれだけ効率をよくして、生産性を上げるかということも含めて、今後、議論していこうということです。

○司会 その他、質問がある方はいらっしゃいますか。

○記者 今日はありがとうございます。

今、インフラ点検の分野の話があったと思うのですけれども、それ以外で、どんな分野で、どういった今ある規制を見直していきたいのか、具体的な話が出ていたら、教えてください。

○高橋議長代理 資料1-2を御覧いただければと思いますが、1枚目はお題目の部分でもありますので、2ページ目の4.を御覧いただくと、上から3分の1ぐらいのところに、①イノベーションを促進する規制・制度改革とあります。これと②のイノベーションによって生じる課題に対応する規制・制度改革があります。この両方をやっていく必要があると考えております。

6. デジタル時代の規制・制度の見直しの方向性ということで、ここでは幾つか例を挙げていますが、この中に、今、おっしゃったような、例えば下から4行目、「デジタル技術の活用で代替できる分野では、対面・書面規制の見直し」とあります。ドローンなどの活用をして、いわゆる目視点検とか、打音チェックを代替できるのではないかと議論はあります。

それ以外ということで申し上げますと、例えば一番上に「リスクの精緻化が可能になる中で、適正なリスクに応じた規制への見直し」とあります。これは例えば金融分野です。お金を貸すときに、こういう外形でないと貸せませんと言っていたものが、リスクをより精緻に判断することができれば、新しいやり方でお金を貸していけるという議論です。

「新技術の現場での具体的活用を可能とするよう、性能基準への移行」というのは、例えば定期点検とか、定期検査は決められているわけですがけれども、機械が自分でチェックできるようになれば、規制の保護法益、すなわち、何を目的とした規制なのかというところで、もう一回考え直して、例えば傷んでなければそれでいいということであれば、定期点検でなくてもいい。機械がセルフチェックできるのであれば、それに替えてもいいのではないかという議論も成り立つと思います。したがって、性能で見ていくという議論です。

1つ飛んで、「規制手法として、行動制約を事前に細かく規定するのではなく、ゴールに必要な合理的・最小限度のものとするよう見直し」というのは、日本ではかなり考えを大きく変える話だと思いますけれども、今は法律あるいは省令、ガイドラインで行動を細かく縛っているわけですが、そうではなくて、あるべきゴールを決めておいて、そこに行くまでの過程はある程度自由にしていくということも考えられると思います。

先ほど申し上げた、対面・書面規制、その下に縦割りの話があります。

これは議長もおっしゃいましたけれども、例えば金融の世界などが典型ですが、今は縦割りの業法になっているわけですがけれども、新技術がどんどん入ってくると、それに横串を差すようなサービスがいろいろと出てくるわけです。したがって、縦割りの業法そのものを見直していかなければいけないという話になると思います。

次のページを御覧いただいて、今度は分野になります、金融とか、インフラ以外にも、医療・介護、教育、雇用などの分野でも、あとはデジタルガバメントとありますが、行政の分野でも、新たな考え方で規制の見直しの例があると思います。

長くなって恐縮ですが、その下を御覧いただくと、今度は規制の強化を考えなくてはならないという意味では、御案内のとおり、プラットフォーム型ビジネスを競争政策の観点から、どう規制・制度化するかという話とか、自動運転が入ってくるときに、もし事故が起きたら、ハードの責任ですか、ソフトの責任ですか、AIの責任ですか、運転者の責任ですかという責任分配・分担の問題も出てきます。あるいは国境を超えた経済活動をどう規制・制度化するか。

この辺は、どちらかという、新たに考えなければいけない話だと思いますが、今申し上げたような事例がまだまだたくさんあると思いますので、こういったところをある意味では総合的に網をかけて、見直していかなければいけないのではないかと思います。

○記者 ありがとうございます。

もう一点、規制の見直しの話だと、小林議長も参加されている未来投資会議でも同じような議論があると思うのですがけれども、こことは違う議論なのか、連携するのかということをお教えください。

○小林議長 例えば未来投資会議ですと、モビリティ、e コンストラクション、建築関係とFinTech、その辺りをメインにやろうとしている。ですから、規制改革推進会議はそれらを含めた形で、当然コラボをしながら、協力をしながらやっていく。細かい問題がいっぱいありますので、そのアイテムを増やしていくというのが、ここの会議ではなかろうかと思います。

必ずしも未来投資会議だけではなくて、総合科学技術・イノベーション会議でも議論していますし、例えば社会保障とか、健康、介護に関しては、むしろ経済財政諮問会議でもやっているわけですから、オーバーラップする部分の仕分けは、今後、お互いに場を設けて、無駄のないようにやっていこうと、今日も議論しました。そういうことです。

○記者 分かりました。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、これで第3回「規制改革推進会議」後の議長、議長代理の記者会見を終了します。